

# 新經濟・財政再生計画 改革工程表 2023 (防衛、GX抜粋)

令和5年12月21日

## その他分野・分野横断的な取組 2. 公共調達改革

### 政策目標

我が国の防衛力そのものである防衛生産・技術基盤について、成長性や人材確保等の課題を解決し、供給途絶等のサプライチェーンリスクに対処するとともに、早期装備化の取組や新しい戦い方に必要な先端技術の取り込みを進め、その基盤を維持・強化する。

| K P I 第2階層   | K P I 第1階層  | 工程(取組・所管府省、実施時期)   | 24   | 25 | 26~ |   |
|--|---|--|--|----|-----|---|
| <p>○事業撤退に対して防衛生産基盤強化法に基づく取組により、事業承継等に繋がった件数の割合<br/>【増加】</p> <p>○防衛装備の海外移転の実現件数<br/>【増加】</p> <p>○防衛産業向けのマッチングイベントや展示会により、商談に繋がった件数<br/>【増加】</p> <p>○防衛生産基盤の維持・強化<br/>※ 来年度に向けて、サプライチェーン調査等の進展に応じ、国内基盤を重視する観点も踏まえた定量的な指標の設定を検討。</p> <p>○防衛技術基盤の維持・強化<br/>※ 来年度に向けて、早期装備化の取組や先端技術の取り込み等の進展に応じ、定量的な指標の設定を検討。</p> | <p>○防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律(令和5年法律第54号。以下「防衛生産基盤強化法」という。)に基づく<br/>a. サプライチェーン調査の実施品目数<br/>b. 事業承継等をはじめとした特定取組に関する装備品安定製造等確保計画の認定件数<br/>【増加】</p> <p>○防衛装備の海外移転の個別許可件数(国際共同開発・生産に関する海外移転や米国からのライセンス生産品に係る部品・役務の提供等、防衛装備移転三原則の運用指針(平成26年4月1日。国家安全保障会議決定)1(2)ア及びイ(ウ)(エ)に定める我が国の安全保障に資するもの)<br/>【増加】</p> <p>○防衛産業への新規参入等を促進するためのマッチングイベント及び海外に向けた装備品等の展示会への出展の件数<br/>【増加】</p> | <p><b>1. 防衛生産基盤の維持・強化</b></p> <p>a. 防衛事業を魅力化するとともに、防衛産業を取り巻く各種リスクに効果的に対応することで、プライム企業とサプライヤーから構成されるサプライチェーンが効果的・効率的に機能し、防衛産業による防衛省が調達する装備品等の安定的な製造を確保する。<br/>《所管省庁：防衛省》</p> | →  | →  | →   |   |
|  | <p>○10億円以上の研究開発事業に対する早期装備化の実現に向けた取組を実施する研究開発事業の割合<br/>【増加】</p>  | <p>○防衛技術基盤の維持・強化<br/>※ 来年度に向けて、早期装備化の取組や先端技術の取り込み等の進展に応じ、定量的な指標の設定を検討。</p>   | <p>b. 我が国にとって望ましい安全保障環境の創出や、国際法に違反する侵略を受けている国への支援等のための重要な政策的な手段となる防衛装備移転を官民一体となって進める。<br/>《所管省庁：防衛省、国家安全保障局、経済産業省、外務省》</p> | →  | →   | → |
|  |   |  | <p><b>2. 防衛技術基盤の維持・強化</b></p> <p>a. 将来の戦い方に必要な研究開発事業を特定し、研究開発プロセスにおける各種取組により、装備品等の早期装備化を実現する。<br/>《所管省庁：防衛省》</p>           | →  | →   | → |
|  |   |  | <p>○10億円以上の研究開発事業に対する早期装備化の実現に向けた取組を実施する研究開発事業の割合<br/>【増加】</p>   | →  | →   | → |

## その他分野・分野横断的な取組 2. 公共調達改革

| K P I 第2階層 | K P I 第1階層  | 工程(取組・所管府省、実施時期)  | 24 | 25 | 26~ |
|------------|---|---|----|----|-----|
|            | <p>○「安全保障技術研究推進制度」において、各年度の終了評価の中で、その年度の全ての研究課題の件数に対する、期待どおりかそれ以上の研究成果が得られたと評価された研究課題の件数の割合【増加】</p> | <p>b. 民生分野では育成されにくい技術や、科学技術領域の限界を広げるような基礎研究を発掘、育成することにより、新たな技術基盤を創る。<br/>《所管省庁：防衛省》</p> | →  | →  | →   |

# その他分野・分野横断的な取組 11. その他

## 政策目標

2050年カーボンニュートラルなどの国際公約達成と、我が国の産業競争力・経済成長の同時実現に向けて、GXを前倒し・加速化するため、今後10年の150兆円超の官民GX投資を実現する。

| KPI第2階層  | KPI第1階層  | 工程(取組・所管府省、実施時期)   | 24 | 25 | 26~ |
|--|--|--|----|----|-----|
| <p>2050年カーボンニュートラルの国際公約達成と、我が国の産業競争力・経済成長の同時実現に向けて、政府支援を呼び水として民間のGX投資を促す。<br/>【今後10年間で、エネルギー供給側50兆円超、エネルギー需要側で100兆円超、あわせて150兆円超の官民投資を実現】</p> <p>※年末の「分野別投資戦略」の策定等を踏まえ、2024年中に、更なるKPI(排出削減効果を含む)の策定・見直しを行う。</p> | <p>○洋上風力発電の案件形成目標<br/>【2030年10GW、2040年30~45GW】</p>                                       | <p><b>4. エネルギー供給側のGX投資</b></p>   |    |    |     |
|  | <p>○次世代太陽電池の事業化<br/>【2030年を待たずにGW級の量産体制の構築】</p>  | <p>a. 再生可能エネルギーの導入等のため、FIT/FIP制度の見直し、系統整備等に加えて、次世代太陽電池について、量産技術の確立・生産体制整備・需要創出に取り組み、社会実装を進める。また、浮体式を含む洋上風力については、低コスト化に向けた研究開発・大規模実証、サプライチェーン構築等に取り組む。<br/>《所管省庁：経済産業省》</p> | →  | →  | →   |
|  | <p>○水素社会の実現に向けた水素等の導入量<br/>【2030年の水素等導入目標 300万トン】<br/>【2030年までに日本関連企業の水電解装置導入目標15GW】</p> | <p>b. 既存燃料との価格差に着目した支援及び効率的な供給インフラ整備支援や産業競争力のある水電解装置や燃料電池の製造設備の投資支援等により、水素等の利活用を促す。<br/>《所管省庁：経済産業省》</p>   | →  | →  | →   |
|  | <p>○CCSの事業環境整備及び年間貯留量<br/>【事業モデルの確立を目指すとともに、CCSに係る制度的措置の在り方について検討を進めるなど事業環境整備を行う】</p>    | <p>c. 2030年までのCCS事業開始に向け、先進性のあるプロジェクトを支援するとともに、早期の法整備を含む事業環境整備に向けて検討を進める。<br/>《所管省庁：経済産業省》</p>   | →  | →  | →   |
|  | <p>○省エネ法に基づく建材トップランナー制度<br/>【2030年度目標値を早期改定・対象拡大】</p>                                    | <p><b>5. 暮らし関連部門のGX投資(産業部門のGX投資と一部重複あり)</b></p>  |    |    |     |
|  |  | <p>a. 国内CO2排出量の多くを占める、家庭・業務部門といった国民の暮らしに深く関連する部門について、断熱性能に優れた窓等の建材や省エネ機器・設備の家庭への導入支援や、トップランナー制度の活用により導入される建材や機器・設備の高性能化等に取り組む。<br/>《所管省庁：経済産業省、国土交通省、環境省》</p>              | →  | →  | →   |

## その他分野・分野横断的な取組 11. その他

| K P I 第 2 階層 | K P I 第 1 階層  | 工程(取組・所管府省、実施時期)  | 24 | 25 | 26~ |  |  |
|--------------|---|---|----|----|-----|--|--|
|              | <p>○電動車の普及率<br/>【2035年に乗用車の新車販売で電動車100%】</p> <p>○蓄電池の生産能力<br/>【2030年までに、蓄電池の国内製造基盤150GWh/年の確立、グローバル市場において600GWh/年の製造能力確保】</p> <p>○グリーンスチールの供給量<br/>【2030年をめどに1000万t供給】</p> <p>○サーキュラーエコノミー実現に向けた取組<br/>【2030年、2050年を見据えた日本全体のサーキュラーエコノミーの実現に向けたビジョンや中長期ロードマップの策定】</p> | <p>b. 2035年の乗用車の新車販売で電動車100%実現に向けた購入支援や、蓄電池や燃料電池の生産能力拡大への設備投資支援、航空分野の排出削減に資するSAFの製造設備・原料サプライチェーン構築、ゼロエミッション船の普及促進等、運輸部門のGX投資を促進する。<br/>《所管省庁：経済産業省、国土交通省》</p> | →  | →  | →   |  |  |
|              |   | <b>6. 産業部門のGX投資(くらし部門のGX投資と一部重複あり)</b>  |    |    |     |  |  |
|              |   | <p>a. 鉄鋼・化学・紙パルプ・セメントといった多排出製造分野について、R&amp;D、社会実装加速や、大規模かつ長期間を要する製造プロセス転換に向けた先行投資支援、削減価値などのGX価値の市場評価に向けた取組等を通じ、排出削減と競争力強化の両立を促す。<br/>《所管省庁：経済産業省》</p>         | →  | →  | →   |  |  |
|              | <p>b. 様々な分野における排出削減を進めるため、省エネ設備の導入支援や、CO2排出を大きく削減するパワー半導体等の生産基盤整備・次世代技術開発支援、循環型ビジネスモデル構築のための支援の検討等を行う。<br/>《所管省庁：経済産業省》</p>   | →   | →  | →  |     |  |  |
|              | <b>7. 成長志向型カーボンプライシングの段階的発展</b>   |   |    |    |     |  |  |
|              | <p>a. 2023年度からGXリーグを始動させ、排出量取引制度を試行的に開始。2026年度の排出量取引の本格稼働、2033年度の発電部門の有償オークション導入に向け、GXリーグを段階的に発展させる。併せて、2028年度からは化石燃料賦課金制度を導入する。また、GXリーグに参画する多排出企業の排出削減への果敢な取組を後押しするため、投資促進策との連動についても検討していく。<br/>《所管省庁：経済産業省》</p>   | →   | →  | →  |     |  |  |

## その他分野・分野横断的な取組 11. その他

| K P I 第 2 階層 | K P I 第 1 階層   | 工程(取組・所管府省、実施時期)  | 24 | 25 | 26~ |
|--------------|--|---|----|----|-----|
|              | <p>○官民によるトランジション・ファイナンスの推進<br/>【2023 年度中に国として初のトランジション・ボンドを発行、2024 年度以降、資金充当状況等レポーティングを実施】</p> | <p>b. 2023 年度中にクライメート・トランジション・ボンド・フレームワークを策定し、本フレームワークに基づき国際認証を取得したクライメート・トランジション・ボンドを発行する。<br/>《所管省庁：内閣官房、経済産業省、財務省、金融庁、環境省》</p> | →  | →  | →   |